

上下水道局ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道局ホームページへの広告の掲載（以下「広告掲載」という。）に関し特別の定めをするものとする。

(広告掲載ができる者)

第2条 広告掲載をすることができる者は、法人（独立して自ら事業を営む者を含む。）のうち次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 市税を滞納している者

(2) 水道料金及び下水道使用料を滞納している者

(3) 前2号に掲げる者のほか、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が広告主として適当でないと認める者

(広告の種類及び範囲)

第3条 上下水道局ホームページに掲載できる広告は、バナー広告（ホームページ上に表示される帯状又はのぼり状の広告をいう。以下同じ。）とする。ただし、バナー広告に結び付けられた情報が上下水道局広告掲載要綱（平成23年4月1日制定。以下「広告要綱」という。）第3条第1項ただし書及び第2項のいずれかに該当するバナー広告は、掲載しない。

(広告掲載をする原稿の提出期限)

第4条 広告主（広告要綱第7条第1項の規定により広告を掲載することができる者をいう。以下同じ。）は、経営部長が別に定める規格により広告の原稿を作成し、広告掲載を開始する日の7日前までに当該原稿を管理者に提出しなければならない。

(掲載料の納付)

第5条 広告要綱第12条の管理者が指定する期日は、広告掲載を開始する日の3日前とする。

(使用料の還付)

第6条 広告要綱第13条第1項ただし書の規定により広告掲載料の還付を受けようとする者は、広告掲載料還付申請書（第1号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 広告掲載料の還付の額は、管理者が広告掲載の決定を取り消した日から掲載期間の末日までの期間（当該期間が1月に満たないもの又はその期間に1月未満の端数がある場合は、1月として計算する。）の広告掲載料に相当する額とする。

(広告掲載の取りやめ)

第7条 広告主は、広告掲載を取りやめようとするときは、広告掲載取りやめ
申出書（第2号様式）を管理者に提出しなければならない。

（広告掲載の取消し）

第8条 管理者は、広告要綱第14条各号又は次の各号のいずれかに該当する場
合は、広告要綱第7条に規定する決定を取り消すことができる。

（1）第2条第3号に該当したとき。

（2）第4条の規定に違反したとき。

2 管理者は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、広告主
に広告掲載決定取消通知書（第3号様式）をもって通知するものとする。

（その他の事項）

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、経営部長が別に定める。

附 則

この内規は、令達の日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条第 1 項関係）

広告掲載料還付申請書

| | | |
|---|-------|--|
| 年 月 日 | | |
| (あて先) 横須賀市上下水道事業管理者 | | |
| 住所 申請者 氏名 (印) 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 電話 | | |
| 広告掲載期間 | | |
| 取消年月日 | | |
| 還付金額 | | |
| 振 込 先 | 金融機関名 | |
| | 預金種別 | |
| | 口座名義人 | |
| | 口座番号 | |

第 2 号様式（第 7 条関係）

広告掲載取りやめ申出書

| | |
|---------------------------------|---|
| 年 月 日 | |
| (あて先) 横須賀市上下水道事業管理者 | |
| 住所 | |
| 申出者 | 氏名 (印) |
| (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) | |
| 電話 | |
| 取りやめ年月日 | |
| 取りやめの理由 | |

備考 取りやめ年月日の欄は、広告掲載をしている場合のみ記入してください。

第 3 号様式（第 8 条第 2 項関係）

広告掲載決定取消通知書

| | |
|---|---|
| 年 月 日 | |
| 住所 氏名 | 様 |
| 横須賀市上下水道事業管理者 印 | |
| 掲載決定年月日 | |
| 取消年月日 | |
| 取消対象広告 | |
| 取消理由 | |